

基労補発1228第1号
平成23年12月28日

都道府県労働局

総務部長 殿

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

東日本大震災に伴う労災請求の促進に向けた今後の取組について

東日本大震災に伴う労災請求の促進のための取組については、平成23年9月2日付け基労補発0902第1号（以下「9月2日付け通達」という。）により、年内を目途に取り組むよう指示したところであるが、新たな取組対象を含め、下記のとおり取りまとめたので、確実に実施されたい。

記

1 基本的な考え方

9月2日付け通達により示した取組のうち、海岸から概ね20km圏内（以下「圏内」という。）の地域を対象とする「事業場を通じた請求勧奨」及び「リーフレットの各戸配布」は、今年度末までに確実に完了させる。

また、これらの取組により把握した未請求者に対しては、引き続き、自宅を訪問し、請求支援を行うこと等により、労災請求を促す。

さらに、新たな請求勧奨の対象として、一人親方等の特別加入者（労災保険法第35条）への取組を行う。

なお、来年度以降は、労災請求を控えている家族等に対して、定期的に労災請求の意思の確認を行った上で、請求支援を行うことにより、漏れのない労災補償給付を行うこととする。

2 岩手・宮城・福島労働局（以下「三局」という。）における取組

（1）事業場を通じた請求勧奨

圏内の事業場については、適用事業場のみならず、把握した未手続事業場に対し

ても、請求勸奨の取組を完了させること。

(2) リーフレットの各戸配布

圏内の全世帯（仮設住宅を含む。）に対するリーフレットの各戸配布については、地方公共団体の広報紙（誌）にリーフレットを同封する等により完了させること。

(3) 一人親方等の特別加入者に対する取組

一人親方等の特別加入者については、管内の特別加入団体を通じて、圏内に居住する特別加入者の被災の有無を確認した上で、被災者及びその家族等に対して請求勸奨を行い、当該取組を今年度末までに完了させること。

3 報告

三局については、平成24年3月までの取組について、当月の取組内容を取りまとめの上、翌月の5日（5日が休日の場合には、翌勤務日）までに、本省労働基準局労災補償部補償課企画調整第2係まで報告すること（様式任意）。